

横須賀市報

号外第6号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

告 示

- ◇横須賀市個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求できる個人情報の指定についてを廃止する告示…………… 1
- ◇令和5年度横須賀市一般会計予算ほか9件について…………… //
- ◇旅館業条例に基づく国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設の指定について中一部改正…………… 15
- ◇一般廃棄物処理の実施計画について…………… //

公 告

- ◇ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風ほか10件の予防接種について…………… 17
- ◇風しんの予防接種について…………… 18
- ◇肺炎球菌感染症の予防接種について…………… //
- ◇新型コロナウイルス感染症の予防接種について…………… //

訓 令 甲

- ◇市政情報コーナー設置規程中一部改正…………… 19
- ◇事務分掌規則施行上の留意事項について中一部改正…………… //
- ◇専決規程中一部改正…………… //
- ◇市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程中一部改正…………… 20
- ◇公文書管理規程中一部改正…………… //
- ◇横須賀市職員人事評価規程中一部改正…………… //

- ◇職員任免手続規程中一部改正…………… 21

訓 令 乙

- ◇行政組織条例の一部改正及び事務分掌規則の一部改正に伴い人事異動通知書を発せられない職員の勤務について…………… //

告 示

横須賀市告示第61号

平成14年横須賀市告示第45号（横須賀市個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求できる個人情報の指定について）は、令和5年3月31日限り、廃止します。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地克明

横須賀市告示第62号

令和5年度横須賀市一般会計予算、同特別会計国民健康保険費予算、同特別会計公園墓地事業費予算、同特別会計介護保険費予算、同特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算、同特別会計公債管理費予算、同特別会計後期高齢者医療費予算、同水道事業会計予算、同下水道事業会計予算及び同病院事業会計予算は、3月24日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地克明

令和5年度横須賀市一般会計予算

令和5年度横須賀市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,050,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円
	1 市 民 税	58,617,653
	2 固 定 資 産 税	25,683,830
		23,319,134

	3 軽 自 動 車 税	647,021
	4 市 特 別 土 地 保 有 税	2,829,115
	5 入 事 業 所 税	10
	6 都 市 計 画 税	2,255
	7 都 市 計 画 税	1,572,186
	8 都 市 計 画 税	4,564,102
2 地 方 譲 与 税		675,342
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	163,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	453,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	41,342
	4 特 別 と ん 譲 与 税	18,000
3 利 子 割 交 付 金		25,000
	1 利 子 割 交 付 金	25,000
4 配 当 割 交 付 金		469,000
	1 配 当 割 交 付 金	469,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		329,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	329,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		831,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	831,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		9,202,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	9,202,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		21,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	21,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		143,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	143,000
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		2,332,711
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	2,332,711
11 地 方 特 例 交 付 金		363,965
	1 地 方 特 例 交 付 金	363,965
12 地 方 交 付 税		18,518,000
	1 地 方 交 付 税	18,518,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		50,300
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	50,300
14 分 担 金 及 び 負 担 金		266,909
	1 負 担 金	266,909
15 使 用 料 及 び 手 数 料		3,980,886
	1 使 用 料	3,217,445
	2 手 数 料	763,441
16 国 庫 支 出 金		25,915,935
	1 国 庫 負 担 金	20,763,164
	2 国 庫 補 助 金	5,031,557
	3 委 託 金	121,214
17 県 支 出 金		12,218,452
	1 県 負 担 金	6,684,299
	2 県 補 助 金	4,789,468
	3 委 託 金	744,685
18 財 産 収 入		289,951
	1 財 産 運 用 収 入	179,627
	2 財 産 売 払 収 入	110,324
19 寄 附 金		454,150
	1 寄 附 金	454,150
20 繰 入 金		6,696,823
	1 基 金 繰 入 金	6,630,791
	2 特 別 会 計 繰 入 金	66,032
21 繰 越 金		300,000
	1 繰 越 金	300,000

22 諸 収 入	1 延滞金、加算金、過料 2 市預金、利息 3 貸付金元利収 4 受託事業収 5 雑入	7,681,223 105,010 13 1,830,086 960,027 4,786,087
23 市 債	1 市 債	11,667,700 11,667,700
歳 入 合 計		161,050,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議 会 費	1 議 会 費	800,182 800,182
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費 2 徴 税 費 3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 4 選 挙 費 5 統 計 費 6 監 査 員 示 費 7 住 居 表 示 費	15,888,758 13,004,605 1,666,525 723,358 320,406 57,213 112,727 3,924
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費 2 児 童 福 祉 費 3 生 活 保 護 費 4 災 害 救 助 費	65,613,569 32,396,294 23,317,154 9,899,331 790
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	10,945,954 10,945,954
5 環 境 費	1 環 境 費	7,242,407 7,242,407
6 労 働 費	1 労 働 費	319,706 319,706
7 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費 2 水 産 業 費	937,750 138,605 799,145
8 商 工 費	1 商 工 費	3,088,128 3,088,128
9 土 木 費	1 土 木 管 理 費 2 道 路 橋 梁 費 3 河 川 費 4 港 湾 費 5 都 市 計 画 費 6 住 宅 費	17,340,131 2,596,687 3,776,252 205,113 1,327,791 8,056,943 1,377,345
10 消 防 費	1 消 防 費	6,757,161 6,757,161
11 教 育 費	1 教 育 総 務 費 2 小 学 校 費 3 中 学 校 費 4 全 日 制 高 等 学 校 費 5 定 時 制 高 等 学 校 費 6 幼 稚 園 費 7 特 別 支 援 学 校 費 8 社 会 援 教 育 費 9 保 健 体 育 費	14,168,914 3,574,555 4,143,053 2,750,845 1,165,160 18,454 19,159 189,543 1,019,067 1,289,078

12 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	150,000 15,000 135,000
13 公 債 費	1 公 債 費	17,575,593 17,575,593
14 諸 支 出 金	1 放 射 能 測 定 調 査 費	21,747 21,747
15 予 備 費	1 予 備 費	200,000 200,000
歳 出 合 計		161,050,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
総 務 費	総 務 管 理 費	令 和 5 年 度 行 政 セ ン タ ー 費 〔 衣 笠 行 政 〕 〔 セ ン タ ー 改 修 〕	271,017	令 和 5 年 度	108,407
				令 和 6 年 度	162,610
		令 和 5 年 度 行 政 セ ン タ ー 費 〔 浦 賀 警 察 署 〕 〔 跡 地 取 得 事 業 〕	197,252	令 和 5 年 度	78,901
				令 和 6 年 度	118,351
衛 生 費	保 健 衛 生 費	令 和 5 年 度 火 葬 場 及 び 墓 地 費 〔 中 央 斎 場 エ レ ー タ ー 〕 〔 改 修 事 業 〕	48,972	令 和 5 年 度	19,588
				令 和 6 年 度	29,384
環 境 費	環 境 費	令 和 5 年 度 ご み 処 理 費 〔 南 処 理 工 場 煙 突 部 〕 〔 ほ か 解 体 事 業 〕	1,110,120	令 和 5 年 度	222,024
				令 和 6 年 度	777,084
				令 和 7 年 度	111,012
土 木 費	道 路 橋 り ょう 費	令 和 5 年 度 交 通 安 全 施 設 費 〔 北 久 里 浜 第 3 踏 切 道 〕 〔 改 良 事 業 〕	194,000	令 和 5 年 度	84,000
				令 和 6 年 度	110,000
	住 宅 費	令 和 5 年 度 住 宅 管 理 費 〔 久 里 浜 改 良 ア パ ー ト 〕 〔 A ・ B ・ C 棟 〕 〔 外 壁 等 改 修 〕	234,000	令 和 5 年 度	93,600
				令 和 6 年 度	140,400

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	情 報 政 策 費 (基 幹 系 シ ス テ ム 管 理 運 営 事 業)	157,300
	徴 税 費	賦 課 徴 収 費 (固 定 資 産 税 納 税 通 知 書 印 字 封 入 業 務)	7,505
民 生 費	社 会 福 祉 費	社 会 福 祉 総 務 費 (地 域 介 護 施 設 整 備 補 助 事 業)	196,490
農 林 水 産 業 費	水 産 業 費	漁 港 管 理 費 (漁 港 維 持 改 修 事 業)	5,000
土 木 費	道 路 橋 り ょう 費	道 路 橋 り ょう 維 持 費 (道 路 橋 り ょう 維 持 修 繕 事 業)	355,000
	港 湾 費	港 湾 管 理 費 (港 湾 維 持 改 修 事 業)	47,014

	都市計画費	公 園 維 持 補 修 事 業 費 (公 園 維 持 補 修 事 業)	30,000
教 育 費	小 学 校 費	学 校 管 繕 工 事 費 (小 学 校 管 繕 工 事 費)	90,000
	中 学 校 費	学 校 管 繕 工 事 費 (中 学 校 管 繕 工 事 費)	60,000

第4表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
子ども子育て支援事業計画等策定事業委託料	令和6年度	4,290千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額
太陽光パネル等借上料 (令和5年度設置分)	令和6年度から 令和25年度まで	462,552
横須賀中央まちづくり株式会社に対する貸付金	令和5年度から 令和30年度まで	260,000
史跡千代ヶ崎砲台跡駐車場用地借上料	令和6年度から 令和9年度まで	4,800

第5表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎改修事業費	136,900	普通貸借又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。
芸術劇場整備事業費	145,500	同 上	同 上	同 上
文化会館等整備事業費	17,700	同 上	同 上	同 上
行政センター整備事業費	552,800	同 上	同 上	同 上
コミュニティセンター整備事業費	115,700	同 上	同 上	同 上
美術館整備事業費	2,200	同 上	同 上	同 上
老人福祉施設整備事業費	20,900	同 上	同 上	同 上
社会福祉施設整備事業費	16,900	同 上	同 上	同 上
総合福祉会館整備事業費	32,100	同 上	同 上	同 上
老人福祉センター整備事業費	18,400	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備事業費	184,400	同 上	同 上	同 上
青少年施設整備事業費	97,700	同 上	同 上	同 上
健康安全科学センター整備事業費	7,200	同 上	同 上	同 上
火葬場整備事業費	74,100	同 上	同 上	同 上
健康増進センター整備事業費	12,500	同 上	同 上	同 上
廃棄物処理施設整備事業費	310,300	同 上	同 上	同 上
漁港施設整備事業費	178,700	同 上	同 上	同 上
観光施設整備事業費	7,400	同 上	同 上	同 上
産業交流プラザ整備事業費	13,400	同 上	同 上	同 上

道路整備事業費	1,594,300	同上	同上	同上
市街地再開発事業費	596,800	同上	同上	同上
急傾斜地崩壊対策事業費	320,700	同上	同上	同上
自転車等駐車場整備事業費	140,800	同上	同上	同上
河川整備事業費	71,200	同上	同上	同上
港湾施設整備事業費	401,400	同上	同上	同上
街路事業費	135,700	同上	同上	同上
緑化推進事業費	7,700	同上	同上	同上
公園整備事業費	698,600	同上	同上	同上
公営住宅整備事業費	584,600	同上	同上	同上
消防防災施設整備事業費	855,200	同上	同上	同上
教育研究所整備事業費	235,400	同上	同上	同上
学校教育施設整備事業費	954,700	同上	同上	同上
図書館整備事業費	71,100	同上	同上	同上
博物館整備事業費	40,900	同上	同上	同上
体育会館整備事業費	445,300	同上	同上	同上
漁港施設災害復旧事業費	11,900	同上	同上	同上
道路橋りょう災害復旧事業費	53,900	同上	同上	同上
河川災害復旧事業費	3,000	同上	同上	同上
港湾施設災害復旧事業費	10,000	同上	同上	同上
公園災害復旧事業費	5,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	2,090,400	同上	同上	同上
調整債	394,300	同上	同上	同上
計	11,667,700			

令和5年度横須賀市特別会計国民健康保険費予算

令和5年度横須賀市の特別会計国民健康保険費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,219,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,420,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業収入		千円
	1 国民健康保険料収入	7,789,935
2 使用料及び手数料	1 手 数 料	30
		30
3 国庫支出金	1 国庫補助金	1,255
		1,255
4 県支出金	1 県補助金	30,084,265
		30,084,265
5 繰入金	1 一般会計繰入金	3,458,387
	2 国民健康保険財政調整基金繰入金	3,204,000
		254,387
6 繰越金	1 繰越金	825,073
		825,073
7 諸収入		59,971

	1 延滞金及び過料	22,210
	2 市預金	1
	3 雑	37,760
8 財産収入	1 財産運用収入	84
		84
歳入	合計	42,219,000

歳 出

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険事業費		42,190,242
	1 国民健康保険総務費	651,478
	2 保険給付費	29,718,775
	3 保健事業費	314,471
	4 諸支出金	30,543
	5 国民健康保険事業費納付金	11,474,891
	6 基金積立金	84
2 予備費		28,758
	1 予備費	28,758
歳出	合計	42,219,000

令和5年度横須賀市特別会計公園墓地事業費予算

令和5年度横須賀市の特別会計公園墓地事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ417,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		304,754
	1 使用料	116,239
	2 手数料	188,515
2 財産収入	1 財産運用収入	294
		294
3 繰入金	1 公園墓地基金繰入金	57,255
		57,255
4 繰越金	1 繰越金	54,000
		54,000
5 諸収入		697
	1 延滞金及び過料	1
	2 市預金	1
	3 雑	695
歳入	合計	417,000

歳 出

款	項	金額
		千円
1 公園墓地事業費		416,000
	1 公園墓地事業費	415,970
	2 公債費	30
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	417,000

令和5年度横須賀市特別会計介護保険費予算

令和5年度横須賀市の特別会計介護保険費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,192,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 介護保険事業収入	1 介護保険料収入	8,259,310 8,259,310
2 使用料及び手数料	1 手 数 料	1 1
3 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金	9,493,549 7,335,762 2,157,787
4 支払基金交付金	1 支払基金交付金	11,225,177 11,225,177
5 県支出金	1 県負担金 2 県補助金	6,146,164 5,936,198 209,966
6 財産収入	1 財産運用収入	1,131 1,131
7 繰入金	1 一般会計繰入金 2 介護保険給付費準備基金繰入金	7,735,368 6,366,000 1,369,368
8 繰越金	1 繰越金	315,591 315,591
9 諸収入	1 延滞金及び過料 2 市預金 3 雑収入	15,709 844 10 14,855
歳 入	合 計	43,192,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 介護保険事業費	1 総務管理費 2 保険給付費	41,804,068 931,004 40,873,064
2 地域支援事業費	1 介護予防・日常生活支援総合事業費 2 包括支援等事業費	1,349,790 737,928 611,862
3 保健福祉事業費	1 保健福祉事業費	36,511 36,511
4 基金積立金	1 基金積立金	1,131 1,131
5 予備費	1 予備費	500 500
歳 出	合 計	43,192,000

令和5年度横須賀市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算

令和5年度横須賀市の特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ301,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	24,000 24,000
2 繰 越 金	1 繰 越 金	186,968 186,968
3 諸 収 入	1 市 預 金 利 子 入 金 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雑 入	90,032 1 89,561 470
歳 入 合 計		301,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 2 繰 出 金	120,073 54,041 66,032
2 公 債 費	1 公 債 費	151,499 151,499
3 予 備 費	1 予 備 費	29,428 29,428
歳 出 合 計		301,000

令和5年度横須賀市特別会計公債管理費予算

令和5年度横須賀市の特別会計公債管理費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,454,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	17,575,541 17,575,541
2 市 債	1 市 債	1,878,459 1,878,459
歳 入 合 計		19,454,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 公 債 費	1 公 債 費	19,454,000 19,454,000
歳 出 合 計		19,454,000

令和5年度横須賀市特別会計後期高齢者医療費予算

令和5年度横須賀市の特別会計後期高齢者医療費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,271,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料収入	1 後期高齢者医療保険料収入	6,123,666
		6,123,666
2 使用料及び手数料	1 手 数 料	1
		1
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,127,000
		1,127,000
4 繰 越 金	1 繰 越 金	9,381
		9,381
5 諸 収 入	1 延 滞 金 及 び 過 料 金	10,952
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	751
	3 市 預 金 利 子	10,200
		1
歳 入	合 計	7,271,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療事業費	1 総 務 管 理 費	158,804
		158,804
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,112,096
		7,112,096
3 予 備 費	1 予 備 費	100
		100
歳 出	合 計	7,271,000

令和5年度横須賀市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度横須賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 栓 数 196,600栓
- (2) 年 間 総 給 水 量 57,936,000立方メートル
- (3) 一 日 平 均 給 水 量 158,300立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
 - 配水施設整備事業 事業費 3,920,000千円
 - 小雀系基幹施設整備事業 事業費 398,302千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		11,032,611千円
第1項 営業収益		10,026,296千円
第2項 営業外収益		1,003,315千円
第3項 特別利益		3,000千円
	支	出
第1款 水道事業費用		10,439,020千円
第1項 営業費用		10,322,816千円
第2項 営業外費用		81,156千円
第3項 特別損失		20,048千円
第4項 予備費		15,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,595,896千円は、当年度分損益勘定留保資金2,932,399千円、建設改良積立金956,714千円、繰越利益剰余金処分額356,890千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額349,893千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,665,084千円
第1項 企業債		1,500,000千円

第2項 負 担 金	149,891千円
第3項 補 助 金	15,193千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	6,260,980千円
第1項 建 設 改 良 費	5,202,851千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,058,129千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道管整備工事	令和6年度から 令和7年度まで	3,650,659
水道電気設備整備	令和6年度	94,408
水道施設整備	令和6年度から 令和7年度まで	282,224

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水施設整備事業費に充当	1,500,000	普通貸借又 は証券発行	8.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金についてはその融資条件によ り、その他の場合には借入れの日から 据置期間を含め、40年以内に償還す る。ただし財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、もしくは繰上償還 又は本議決の範囲内で未償還額を借換 えすることができる。事業の進捗等に より起債額の全部又は一部を翌年度に 繰越しあるいは限度額の範囲内におい て一時借入金又は短期債を起すこと ができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税)
- (2) 営業費用と特別損失(半原水源系統整理費)
- (3) 建設改良費と企業債償還金(企業債償還金)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,581,978千円
- (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,523千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち356,890千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 繰越利益剰余金
 - ア 建設改良積立金 356,890千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和5年度横須賀市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度横須賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処 理 面 積 5,887ヘクタール
- (2) 年 間 総 処 理 水 量 70,089,000立方メートル
- (3) 一 日 平 均 処 理 水 量 191,500立方メートル
- (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業
管渠、ポンプ場及び終末処理場建設事業 事業費 5,900,541千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		15,598,429千円
第1項 営業収益		9,972,714千円
第2項 営業外収益		5,622,715千円
第3項 特別利益		3,000千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		15,317,161千円
第1項 営業費用		14,734,845千円
第2項 営業外費用		554,316千円
第3項 特別損失		13,000千円
第4項 予備費		15,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,486,095千円は、過年度分損益勘定留保資金1,226,234千円、当年度分損益勘定留保資金3,018,022千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額241,839千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		9,106,744千円
第1項 企業債		4,914,800千円
第2項 負担金及び分担金		1,717,944千円
第3項 補助金		2,474,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		13,592,839千円
第1項 建設改良費		6,105,661千円
第2項 企業債償還金		7,487,178千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	令和5年度 ポンプ場建設事業費 〔追浜ポンプ場 雨水ポンプ設備更新〕	400,000	5	160,000
				6	240,000
		令和5年度 ポンプ場建設事業費 〔久里浜第2ポンプ場 雨水ポンプ設備更新〕	400,000	5	160,000
				6	240,000
		令和5年度 終末処理場建設事業費 〔下町浄化センター2・3系 受変電設備更新〕	890,000	5	184,000
				6	706,000
		令和5年度 終末処理場建設事業費 〔下町浄化センター2・3系 送風機設備更新〕	550,000	5	280,000
				6	270,000
		令和5年度 終末処理場建設事業費 〔下町浄化センター 雨水ポンプ設備更新〕	450,000	5	200,000
				6	250,000
		令和5年度 終末処理場建設事業費 〔下町浄化センター 特高受変電設備更新〕	1,530,000	5	272,000
				6	188,000
	7	1,070,000			

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	3,046,000	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。
借換企業債	1,148,800			
資本費平準化債	720,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税、雑支出)
- (2) 営業費用と特別損失(固定資産譲渡損)
- (3) 建設改良費と企業債償還金(企業債償還金)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,188,757千円
- (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,231千円である。

令和5年度横須賀市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度横須賀市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市民病院事業

(1) 病 床 数	482床
一 般 病 床	476床
感 染 症 病 床	6床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	75,030人
外 来	117,200人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	205人
外 来	400人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
建 物 改 修	268,800千円
有 形 固 定 資 産 購 入	103,260千円

2 うわまち病院事業

(1) 病 床 数	417床
一 般 病 床	367床
療 養 病 床	50床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	109,434人
外 来	140,933人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	299人
外 来	481人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
有 形 固 定 資 産 購 入	258,756千円
新 市 立 病 院 建 設 事 業	5,794,036千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	支 出
第1款 市民病院事業収益	712,000千円	
第1項 医 業 収 益	410,550千円	
第2項 医 業 外 収 益	300,450千円	
第3項 特 別 利 益	1,000千円	
第2款 うわまち病院事業収益	1,150,000千円	
第1項 医 業 収 益	295,801千円	
第2項 医 業 外 収 益	853,199千円	
第3項 特 別 利 益	1,000千円	
合 計	1,862,000千円	
第1款 市民病院事業費用		744,000千円
第1項 医 業 費 用		726,749千円
第2項 医 業 外 費 用		15,251千円
第3項 特 別 損 失		1,000千円
第4項 予 備 費		1,000千円
第2款 うわまち病院事業費用		642,000千円
第1項 医 業 費 用		566,415千円

第2項 医 業 外 費 用	73,585千円
第3項 特 別 損 失	1,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円
合 計	1,386,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額288,700千円は、過年度分損益勘定留保資金78,876千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額209,824千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 市民病院資本的収入		488,300千円
第1項 企 業 債		369,300千円
第2項 出 資 金		119,000千円
第2款 うわまち病院資本的収入		6,146,000千円
第1項 企 業 債		6,041,000千円
第2項 出 資 金		105,000千円
合 計		6,634,300千円
	支	出
第1款 市民病院資本的支出		601,000千円
第1項 建 設 改 良 費		372,060千円
第2項 企 業 債 償 還 金		228,940千円
第2款 うわまち病院資本的支出		6,322,000千円
第1項 建 設 改 良 費		6,120,990千円
第2項 企 業 債 償 還 金		201,010千円
合 計		6,923,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
うわまち病院事業 有形固定資産購入	令和6年度から 令和7年度まで	5,021,930

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 民 病 院 建 物 改 修 費 に 充 当	268,800	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借られる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。
市 民 病 院 有 形 固 定 資 産 購 入 費 に 充 当	100,500			
う わ ま ち 病 院 有 形 固 定 資 産 購 入 費 に 充 当	247,000			
う わ ま ち 病 院 新 市 立 病 院 建 設 事 業 費 に 充 当	5,794,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

1 市民病院事業	600,000千円
2 うわまち病院事業	600,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 市民病院事業
 - (1) 予定支出の各項間の経費
- 2 うわまち病院事業
 - (1) 予定支出の各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 市民病院事業
 - (1) 職 員 給 与 費 38,865千円
 - (2) 交 際 費 50千円
- 2 うわまち病院事業
 - (1) 職 員 給 与 費 107,063千円
 - (2) 交 際 費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- 1 市民病院事業 7,000千円
- 2 うわまち病院事業 7,000千円

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

- 1 うわまち病院事業

種 類	名 称	数 量
医 療 機 械	放射線治療装置	1
医 療 機 械	M R I 装置	2
医 療 機 械	M R I ガイド下集束超音波治療器	1
医 療 機 械	血管撮影装置	2
医 療 機 械	血管撮影装置 (I V R - C T)	1
医 療 機 械	ハイブリッド血管撮影装置	1
医 療 機 械	C T 撮影装置	2
医 療 機 械	P E T - C T 装置	1
医 療 機 械	S P E C T - C T 装置	1
医 療 機 械	内視鏡手術支援ロボット	1
機 械 備 品	電話交換機	1
機 械 備 品	ネットワークシステム	1

横須賀市告示第63号

平成25年横須賀市告示第65号(旅館業条例に基づく国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設の指定について)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

本則の表横須賀市立田浦青少年自然の家の項、横須賀市立池上青少年の家の項及び横須賀市立武山青少年の家の項を削る。

横須賀市告示第64号

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年横須賀市条例第21号)第6条の規定による一般廃棄物処理の実施計画を次のとおり定めます。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

- 2 処理区域

市内全域

- 3 ごみ処理実施計画

- (1) 排出量

計画総排出量 119,843 トン

(内訳)

単位：トン

種 類	排出量	処理区分
燃せるごみ	80,887	ア 焼却 イ 資源化
不燃ごみ	1,404	ア 焼却 イ 資源化 ウ 埋立て
資源ごみ	15,646	
缶・びん・ペットボトル	6,065	
容器包装プラスチック	3,345	
プラスチック資源	3,858	
乾電池	101	

充電式電池	0	資源化
小型家電	48	
段ボール、紙パック、その他の紙	11	
枝・草	2,216	
集団資源回収品目	2	
粗大ごみ・破碎できないごみ	4,206	ア 焼却 イ 資源化 ウ 破碎不適物処理 エ 埋立て
集団資源回収	17,700	資源化
合 計	119,843	

他市受入れ	燃せるごみ	8,706	ア 焼却 イ 資源化
	不燃ごみ	191	ア 焼却 イ 資源化 ウ 埋立て
	粗大ごみ	359	ア 焼却 イ 資源化 ウ 破碎不適物処理 エ 埋立て

小動物の死体	収集	2,128体	火葬
	直接搬入	5,137体	

注 排出量は、小数点以下の端数を四捨五入した数量とする。

- (2) ごみの発生・排出抑制のための方策

ア 発生抑制 (リデュース)

- ・ごみ発生抑制の推進啓発

- ・生ごみ減量化処理機器の購入費補助

イ 再生利用 (リサイクル)

- ・集団資源回収実施団体等への奨励金交付
- ・サンデーリサイクルの実施
- ・水銀使用廃製品の回収
- ・小型充電式電池の回収
- ウ その他周知・啓発
 - ・児童や生徒に対するごみ教室の開催
 - ・パンフレット、広報紙、ホームページ等による情報提供及び周知啓発
 - ・ごみトーク、ごみ問題学習会の開催
 - ・ごみダイエツ推進員活動の推進
 - ・リサイクル学習事業の実施支援
 - ・リサイクル体験教室の開催

(3) 収集運搬等計画 単位：トン

区 分	排出量	収集方法等	収集等の主体
定日収集	76,134	ごみ集積所における週2回収集 ごみ集積所における月2回収集 ごみ集積所における週1回収集	市直営及び委託業者
燃せるごみ	61,502		
不燃ごみ	1,369		
缶・びん・ペットボトル	6,061		
容器包装プラスチック	3,344		
プラスチック資源	3,858		
許可収集	18,439	排出者との契約による収集	許可業者
乾電池等収集	149	拠点収集	市直営
粗大ごみ・破砕できないごみ収集	1,003	申込による戸別収集	委託業者
散乱ごみ等収集	3	巡回による回収	
臨時収集	624	申込による収集	市直営
直接搬入	5,791	排出者による搬入	排出者
合 計	102,143		
小動物の死体	7,265体	申込による収集及び搬入	委託業者及び搬入者

(4) 中間処理計画・最終処分計画

ア 焼却 単位：トン

横須賀ごみ処理施設焼却施設搬入量		横須賀ごみ処理施設焼却施設搬出量	
燃せるごみ(処理残さを含む。)	94,718	焼却灰溶融等	10,119

イ 粗大・不燃 単位：トン

横須賀ごみ処理施設不燃ごみ等選別施設搬入量		横須賀ごみ処理施設不燃ごみ等選別施設搬出量	
粗大ごみ・破砕できないごみ	4,565	焼却	4,453
		資源化	914
不燃ごみ	1,599	破砕不適物等処理	102
		埋立て	695
合 計	6,164	合 計	6,164

ウ 積替保管 単位：トン

積替保管施設搬入量		積替保管施設搬出量	
枝・草	2,216	資源化	2,216
合 計	2,216	合 計	2,216

エ 資源化 単位：トン

リサイクルプラザ搬入量		リサイクルプラザ搬出量	
缶・びん・ペットボトル	6,065	スチール缶	559
		アルミ缶	812
		無色のびん	829
		茶色のびん	589
		その他の色のびん	420
		ペットボトル	1,577
容器包装プラスチック	3,345	容器包装プラスチック	3,345
プラスチック資源	2,367	プラスチック資源	2,367
段ボール、紙パック、その他の紙(集団資源回収分4,565トンを含む。)	4,576	段ボール	3,768
		紙パック	62
		その他の紙	746
		ガラス残さ(資源化)	974
		異物(可燃)	197
		異物(不燃)	4
		水分	104
合 計	16,353	合 計	16,353

オ 小動物火葬

火葬量 7,265体

カ その他

乾電池 101トン

充電式電池 0トン

小型家電 48トン

注 排出量は、小数点以下の端数を四捨五入した数量とする。

(5) 資源化量 単位：トン

種 類	資源化量	資源化の方法
缶・びん・ペットボトル	5,760	選別、圧縮又は圧縮こん包
容器包装プラスチック	3,345	選別、圧縮こん包又は事業者による資源化
プラスチック資源	3,858	
段ボール、紙パック、その他の紙(集団資源回収分を含む。)	4,576	選別、圧縮又は圧縮こん包
金属粗大	102	選別又は破砕・選別
鉄類、アルミ	790	
マットレス	18	
家具	0	事業者による資源化
焼却灰	6,921	
乾電池	101	
充電式電池	0	
小型家電	52	
蛍光管類	33	
新聞、雑誌、古着・古布類、缶以外の金属(集団資源回収による。)	12,629	事業者による資源化
枝・草	2,216	

合 計	40,401	
-----	--------	--

注 資源化量は、小数点以下の端数を四捨五入した数量とする。

(6) 処理施設の概要

名称	横須賀ごみ処理施設焼却施設	横須賀ごみ処理施設不燃ごみ等選別施設	リサイクルプラザ	積替保管施設
所在地	横須賀市長坂5丁目1番1号	横須賀市長坂5丁目1番1号	横須賀市浦郷町5丁目2931番地	横須賀市長坂5丁目3656番地
処理方式等	焼却(全連続燃焼式ストーカ炉)	破碎・選別	選別・圧縮・圧縮こん包・保管	積替保管
処理能力等	360トン/日(24時間) (120トン×3基)	30トン/日(5時間)	220トン/日(5時間)	972.81平方メートル(延床面積)

4 生活排水処理実施計画

(1) し尿世帯数、浄化槽清掃回数及び収集量(委託)

単位:キロリットル

区 分		世帯数・回数	収 集 量
し尿	一般家庭	300世帯	520
	仮設便所等	3,990回	1,300
	計		1,820
浄化槽	単独処理・小型合併処理浄化槽	個人住宅 3,800回	5,750
		共同住宅 840回	3,500
	小計	4,640回	9,250
	大型合併処理浄化槽	80回	1,400
	計	4,720回	10,650
収 集 量 の 合 計			12,470

(2) 持込量(許可収集) 単位:キロリットル

区 分	持 込 量
し尿	1,010

(3) 処分量(下水道投入) 単位:キロリットル

区 分	下 水 道 投 入 量
し尿・浄化槽汚泥	13,480

5 その他

やむを得ない特別な理由があるときは、ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画を変更することがある。

公 告

横須賀市公告第75号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり予防接種を実施します。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

1 予防接種の種類及び対象者

(1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風

- ア 第1期初回接種者
生後2月から生後90月に至るまでの間にある方
- イ 第1期追加接種者
第1期初回接種終了後6月を経過し、生後90月に至るまでの間にある方
- ウ 第2期接種者(ジフテリア及び破傷風に限る。)
11歳以上13歳未満の方

(2) 麻疹及び風しん

- ア 第1期接種者
生後12月から生後24月に至るまでの間にある方
- イ 第2期接種者
平成29年4月2日から平成30年4月1日までの出生者

(3) 日本脳炎

- ア 第1期初回接種者
生後6月から生後90月に至るまでの間にある方
- イ 第1期追加接種者
第1期初回接種終了後6月を経過し、生後90月に至るまでの間にある方
- ウ 第2期接種者
9歳以上13歳未満の方
- エ 特例対象者
平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた方であって、日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない20歳未満の方

(4) 結核

- 1歳に至るまでの間にある方

(5) Hib感染症

- 生後2月から生後60月に至るまでの間にある方

(6) 肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)

- 生後2月から生後60月に至るまでの間にある方

(7) ヒトパピローマウイルス感染症

- ア 平成19年4月2日から平成24年4月1日までに出生した女子

- イ 特例対象者

- 平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた方であって、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けていない方

(8) 水痘

- 生後12月から生後36月に至るまでの間にある方

(9) B型肝炎

- 1歳に至るまでの間にある方

(10) ロタウイルス感染症

- 生後6週に至った日の翌日から、ワクチンの種類ごとに、次に掲げる日までの間にある方

- ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン 生後24週に至る日の翌日まで

- イ 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン 生後32週に至る日の翌日まで

2 実施場所

当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関

3 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 予防接種を受けることが適当でない者

被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 明らかな発熱を呈している方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- (4) 妊娠していることが明らかな方

- (5) ロタウイルス感染症に係る予防接種にあっては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな方、先天性消化管障害を有する方（その治療が完了した方を除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる方
 - (6) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金
原則として無料とする。

~~~~~  
**横須賀市公告第76号**

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、風しんの予防接種を次のとおり実施します。  
令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 予防接種の対象者  
第5期接種者  
昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しん抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。）
- 2 実施場所  
全国の風しん第5期定期接種受託医療機関
- 3 実施期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 予防接種を受けることが適当でない者  
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。  
(1) 明らかな発熱を呈している方  
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方  
(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方  
(4) 前3号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金  
無料

~~~~~  
横須賀市公告第77号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、肺炎球菌感染症の予防接種を実施します。
令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 予防接種の対象者
次のいずれかに該当する方。ただし、過去に当該予防接種を受けた方は除く。
(1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる方
(2) 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
- 2 実施場所
当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
- 3 実施期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 予防接種を受けることが適当でない者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
(1) 明らかな発熱を呈している方
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方

- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
 - (4) 前3号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金
3,000円（生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている方は無料）

~~~~~  
**横須賀市公告第78号**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定により、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施します。  
令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 予防接種の対象者  
次のいずれかに該当する生後6月以上の方  
(1) 本市に住所を有する方  
(2) 前号に掲げる方のほか、やむを得ない事情がある方として市長が認める方
- 2 実施場所  
当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
- 3 実施期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 使用するワクチン  
(1) 初回接種  
次のアからエまでに掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれアからエまでに定める者である予防接種の対象者（令和5年4月1日から同年5月7日までの間にあっては既に令和4年秋開始接種を受けた者を、同月8日以降にあっては既に令和4年秋開始接種又は第4号に掲げる接種を受けた者を、それぞれ除く。）に対して接種する。  
ア コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARSCoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。） 12歳以上の者  
イ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARSCoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。） 1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者  
ウ 組換えコロナウイルス（SARSCoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。） 12歳以上の者  
エ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARSCoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。） 1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者  
(2) 令和4年秋開始接種（令和5年4月1日から同年5月7日まで）  
次のアからエまでに掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれアからエまでに定める者である予防接種の対象者に対して接種する。  
ア コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARSCoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。） 12歳以上の者  
イ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SAR

S-COV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。) 5歳以上12歳未満の者

ウ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-COV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。) 12歳以上の者

エ 組換えコロナウイルス(SARS-COV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。) 12歳以上の者

(3) 令和4年秋開始接種(令和5年5月8日以降)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-COV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)を使用し、5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者及び既に第4号に掲げる接種を受けた者を除く。)に対して接種する。

(4) 令和5年春開始接種(令和5年5月8日以降)
次のアからエまでに掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれアからエまでに定める者である予防接種の対象者に対して接種する。

ア コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-COV-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。) 12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者においては、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)

イ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-COV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。) 5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者に限る。)

ウ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-COV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。) 12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者においては、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)

エ 組換えコロナウイルス(SARS-COV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。) 12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者においては、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)

5 予防接種を受けることが適当でない者
予診の結果、被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けた

ことがある方であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められる方

(2) 明らかな発熱(通常37.5度以上の発熱をいう。)を呈している方

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方

(5) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

6 料金
無料

訓 令 甲

横須賀市訓令第1号
市政情報コーナー設置規程(平成14年横須賀市訓令第2号)の一部を次のように改正する。
令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明
第2条第2号中「横須賀市個人情報保護条例(平成5年横須賀市条例第4号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。
附 則
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市訓令第2号
事務分掌規則施行上の留意事項について(平成10年横須賀市訓令第2号)の一部を次のように改正する。
令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明
列記事項第1項第5号列記以外の部分中「に合議する」を「と協議する」に改める。
附 則
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市訓令第3号
専決規程(平成8年横須賀市訓令第3号)の一部を次のように改正する。
令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明
別表第2注に関する部分第5項中「決裁」を「承認」に改める。
別表第3第1項の表以外の部分中「資源循環久里浜事務所」を「久里浜収集事務所」に改め、同項の表任免(総務部人事課に限る。)の項中

Table with 2 columns and 4 rows detailing personnel changes: 1 3級以下職員の採用・退職, 2 係長又は主査の採用・配置換(部内に限る。)・退職・懲戒以外の任免, 3 公の名称の付加・解除, 4 休職期間更新

Table with 2 columns and 5 rows detailing personnel changes: 1 係長又は主査の採用・配置換(部内に限る。)・併任・休職・退職・懲戒以外の任免, 2 3級以下の職員の採用・配置換(部内に限る。)・退職・懲戒以外の任免, 3 採用試験実施, 4 公の名称の付加・解除, 5 休職期間更新

を
に

改め、同表任免の項及び同表第2項の表任免の項中「(部長決裁区分の1に限る。)及び人事課長」を「及び人事課長(部長決裁区分の1に限る。)」に改め、同表第3項の表任免(消防局総務課に限る。)の項中

|                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| 1 3級以下の消防職員の配置換以外の任免承認 | 1 係長又は主査以下の消防職員配置換承認 |
| 2 消防団副団長・庶務部長任免承認      | 2 休職期間更新             |
|                        | 3 分団長以下消防団員任免承認      |

を

|                                         |                                |
|-----------------------------------------|--------------------------------|
| 1 係長又は主査の消防職員の採用・配置換・併任・休職・退職・懲戒以外の任免承認 | 1 係長又は主査以下の消防職員の配置換・併任・休職の任免承認 |
| 2 3級以下の消防職員の配置換・併任・休職以外の任免承認            | 2 休職期間更新                       |
| 3 消防団副団長・庶務部長任免承認                       | 3 分団長以下消防団員任免承認                |

に

改め、同表第4項の表任免の項中「(部長決裁区分の1に限る。)及び人事課長」を「及び人事課長(部長決裁区分の1に限る。)」に改め、同表第6項の表以外の部分中「資源循環久里浜事務所」を「久里浜収集事務所」に改め、同項の表任免

の項及び第7項の表任免の項中「人事課長」を「」

に改め、同表注に関する部分第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

別表第4第1項の表物品の項中「(総務部(会計課に限る。)、健康部(市立病院課に限る。)、環境部(環境施設課に限る。))及び建設部(土木計画課に限る。)に限る。)」及び「(環境部に限る。)」を削り、同表第3項の表流用等の項中「決裁」を「承認」に改め、同表用品(総務部会計課に限る。)の項を削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市訓令第4号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程(平成9年横須賀市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

第5条に次の1号を加える。

- (3) 議会の所掌に係る諸収入の調定及び徴収に関すること。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市訓令第5号

公文書管理規程(平成21年横須賀市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

第6条第2項第3号中「不服申立て、訴訟」を「訴訟」に改める。

第7条第1項本文中「当該課等到達文書」の次に「が次に掲げる文書である場合は、当該課等到達文書」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請、届出その他の法令、条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知に係る文書
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体等からの通知で法令上の効果を有するものに係る文書
- (3) 契約規則(平成19年横須賀市規則第22号)第43条の規定により提出を受けた請求書(以下「請求書」という。)
- (4) 不服申立て、訴訟その他のその到達の日時が権利の得失等に関係すると思料される文書

- (5) その他その到達の日時が重要な事項であると思料される文書

第10条第1項ただし書を削り、同条第2項前段中「見積書、請書等又は契約規則第43条の規定により提出を受けた請求書(以下「見積書等」という。)」を「契約規則第20条若しくは第28条第2項の規定により徴した見積書若しくは請書その他これに準ずる書面又は請求書」に改め、同項後段中「見積書等」を「請求書」に改め、同条第4項中「第1項の規定により出力された印刷物及び」を削る。

第12条第1項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、総務部長が別に定める事案を処理するため起案するときは、紙による決裁(以下「紙決裁」という。)の方法により起案することができる。

第12条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項本文中「前3項」を「前2項」に、「ものに」を「ものを用いる方法であって、総務部長が別に定めるものに」に改め、同項を同条第3項とする。

第13条第1号中「又は回議用紙」及び「、又は記載し」を削る。

第22条第1項前段中「回議用紙の決裁日及び完結日の欄に年月日を記入する」を「総務部長が別に定める方法により完了処理を行う」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の」を「完了処理における」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる公文書の」に改める。

第28条第1項ただし書中「で第2種に属するもの」を「及び規則第3条第3項の規定により電磁的記録に変換して保存されている完結文書等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市訓令第6号

横須賀市職員人事評価規程(平成18年横須賀市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

第2条第1号に次のただし書を加える。

ただし、部長級職員についての人事評価にあっては、当該部長級職員が職務を遂行する過程で発揮した能力により評価すること(以下「行動評価」という。)及びその業務上の業績により評価すること(以下「業績評価」という。)をいう。

第6条中「以下」を「被評価者が部長級職員である場合にあっては、取り組むべき施策及び課題。以下」に改める。

第7条中「達成」の次に「(被評価者が部長級職員である場合にあっては、取り組むべき施策の達成及び課題の解決)」を加える。

第8条第1項中「ごとに」の次に「(部長級職員についての人事評価にあっては、行動評価及び業績評価ごとに)」を加え、同条第3項中「個別評価」を「部長級職員以外の職員についての個別評価」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 部長級職員についての個別評価及び全体評価を付す場合において、行動評価にあっては職務を遂行する過程で発揮した能力の程度が、業績評価にあっては業務の達成度等が通常のものと同程度と認めるときは、標準の段階を付すものとする。

第9条第1項中「結果」の次に「(被評価者が部長級職員である場合にあっては、職務を遂行する過程で発揮した能力の程度及び業務の達成度等)」を加え、同条第3項ただし書中「の評価にあっては、2次評価者」を「についての人事評価にあっては2次評価者」に改め、「全体評価を」の次に「、部長級職員についての人事評価にあっては両副市長が協議して全体評価を」を加える。

第10条中「担当者級職員」の次に「について」を加える。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市訓令甲第7号

職員任免手続規程(昭和28年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

第2条第27号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改め、同条第29号中「再任用」を「定年前再任用」に、「第5条第1項」を「第11条」に改め、同条に次の1号を加える。

(30) 暫定再任用 職員定年等条例等の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第50号)附則第5項、第6項、第10項又は第11項の規定により職員に採用すること。第3条第1項第18号から第20号までを次のように改める。

(18) 職員が定年退職した場合

(19) 職員を勤務延長させる場合

(20) 勤務延長の期限を延長する場合

第3条第1項に次の6号を加える。

(21) 勤務延長させた期限を繰り上げる場合

(22) 異動期間(定年条例第8条第1項に規定する異動期間をいう。以下同じ。)を延長する場合

(23) 異動期間の期限を繰り上げる場合

(24) 定年前再任用を行う場合

(25) 暫定再任用を行う場合

(26) 暫定再任用職員の任期を更新する場合

別記第2第6項用例中「用例」を「用例1」に改め、同用例の次に次のように加える。

用例 2

Table with columns (氏名) and (現職). Content: (氏名) 何 某, (現職) 一般職員. (異動内容) 地方公務員法第28条の2第1項により〇〇部〇〇課に降任させる

(注) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により降任させる場合の例

別記第2第35項用例中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改め、同別記第40項を削り、同別記第39項用例以外の部分中「再任用する場合」を「定年前再任用を行う場合」に、「に再任用する」を「に定年前再任用する」に改め、同用例中「第6条第1項」を「第11条」に、「再任用する」を「定年前再任用する」に改め、同項を同別記第41項とし、同別記第38項の次に次の2項を加える。

39 異動期間を延長する場合

「ウにより異動期間を 年 月 日まで延長する」と記入する。

用例

Table with columns (氏名) and (現職). Content: (氏名) 何 某, (現職) 何々. (異動内容) 職員定年等条例第8条第1項の規定により異動期間を(元号)年 月 日まで延長する

(注) 定年条例第8条第1項の規定により異動期間を延長する場合の例

40 異動期間の期限を繰り上げる場合

「ウにより異動期間の期限を 年 月 日に繰り上げる」と記入する。

用例

Table with columns (氏名) and (現職). Content: (氏名) 何 某, (現職) 何々. (異動内容) 職員定年等条例第10条の規定により異動期間の期限を(元号)年 月 日に繰り上げる

別記第2第41項の次に次の2項を加える。

42 暫定再任用を行う場合

「ウによりア(イ)に暫定再任用する 任期は 年 月 日までとする」と記入する。

用例

Table with columns (氏名) and (現職). Content: (氏名) 何 某, (現職) 何々. (異動内容) 職員定年等条例等の一部を改正する条例附則第5項の規定により横須賀市一般職員(〇〇部〇〇課)に暫定再任用する 任期は(元号)年 月 日までとする 勤務時間は〇〇とする 給料月額〇円を給する

43 暫定再任用職員の任期を更新する場合

「ウにより暫定再任用の任期を 年 月 日まで更新する」と記入する。

用例

Table with columns (氏名) and (現職). Content: (氏名) 何 某, (現職) 何々. (異動内容) 職員定年等条例等の一部を改正する条例附則第7項の規定により暫定再任用の任期を(元号)年 月 日まで更新する

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

訓令乙

横須賀市訓令乙第1号

行政組織条例(昭和44年横須賀市条例第24号)の一部改正及び事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第12号)の一部改正に伴い、次の表の左欄に掲げる部課等に勤務する職員は、別に人事異動通知書を発せられないときは、令和5年4月1日付で、それぞれ右欄に掲げる部課等に勤務を命ぜられたものとする。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

Table with columns 都市部 and 建設部. Content: 都市部: 公共建築課, 開発指導課, 都市部: 建築計画課, 宅地審査防災課. 建設部: 自然環境共生課, 港湾企画課, 港湾管理課, 港湾整備課. 建設部: 建設部: 自然環境・河川課, 港湾企画課, 港湾管理課, 港湾整備課.